

# 平成18年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会会議録

平成18年2月10日第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を大曲仙北広域交流センター第1研修室に招集した。

1. 平成18年2月10日(金)午後2時00分 開会

1. 平成18年2月10日(金)午後3時20分 閉会

1. 出席した議員は次のとおりである。

|     |      |     |      |     |      |     |       |
|-----|------|-----|------|-----|------|-----|-------|
| 1番  | 橋本五郎 | 2番  | 大野忠夫 | 4番  | 伊藤福章 | 5番  | 杉沢千恵子 |
| 6番  | 金谷道男 | 8番  | 泉 繁夫 | 9番  | 石塚 柏 | 10番 | 本間輝男  |
| 12番 | 武藤 威 | 13番 | 渡邊秀俊 | 14番 | 佐藤文子 | 15番 | 田口喜義  |
| 16番 | 熊谷良夫 |     |      |     |      |     |       |

計 13名

1. 欠席した議員は次のとおりである。

3番 佐藤峯夫 7番 藤原万正 11番 佐藤宗善

計 3名

1. 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

|              |       |          |      |       |       |
|--------------|-------|----------|------|-------|-------|
| 管理者          | 栗林次美  | 副管理者     | 石黒直次 | 副管理者  | 松田知己  |
| 副管理者         | 佐々木康雄 | 収入役      | 久米正雄 | 監査委員  | 坂本昇一  |
| 事務局長         | 小松啓祐  | 管理課長     | 後藤兼武 | 消防長   | 里見喜代治 |
| 消防総務課長       | 伊藤和美  |          |      |       |       |
| 後三年更生園長      | 進藤恭助  | 角間川更生園長  | 佐藤仁志 |       |       |
| 角館広域交流センター所長 | 西根博和  | 介護保険事務所長 | 逸見博幸 |       |       |
| 管理課副主幹       | 伊藤忠彦  | 管理課主席主査  | 菅尾 修 | 管理課主査 | 久米 正  |

1. 会議の書記は、次のとおりである。

管理課 伊藤 忠彦

1. 本会議に提出した議案は、次のとおりである。

- (1) 議案第 1号 特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 議案第 2号 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 議案第 3号 大曲仙北広域市町村圏組合情報公開条例の制定について
- (4) 議案第 4号 大曲仙北広域市町村圏組合個人情報保護条例の制定について
- (5) 議案第 5号 大曲仙北広域市町村圏組合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
- (6) 議案第 6号 平成17年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計補正予算(第3号)
- (7) 議案第 7号 平成17年度大曲仙北広域後三年更生園特別会計補正予算(第2号)
- (8) 議案第 8号 平成17年度大曲仙北広域角間川更生園特別会計補正予算(第1号)
- (9) 議案第 9号 平成17年度大曲仙北広域休祭日救急医療センター特別会計補正予算(第1号)
- (10) 議案第10号 平成18年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計予算

- (11) 議案第11号 平成18年度大曲仙北広域後三年更生園特別会計予算
- (12) 議案第12号 平成18年度大曲仙北広域角間川更生園特別会計予算
- (13) 議案第13号 平成18年度大曲仙北広域休祭日救急医療センター特別会計予算
- (14) 議案第14号 平成18年度大曲仙北広域介護保険特別会計予算
- (15) 議案第15号 平成18年度大曲仙北広域市町村圏組合経費の負担金について

議 長 (橋本五郎君)

これより平成18年第1回仙北広域市町村圏組合議会定例会を開会いたします。管理者から招集のあいさつがあります。管理者。

管 理 者 (栗林次美君)

本日、平成18年第1回大曲仙北広域市町村圏組合定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご多忙にもかかわらずご参集いただきまして誠にありがとうございます。

初めに、各案件をご協議頂く前に、消防車両事故についてご報告させていただきます。

先般、平成18年1月28日午前9時7分頃、美郷町金沢地内で発生した住宅火災に、大曲南分署の消防ポンプ車が出動した際、同分署の消防ポンプ車同士で追突する事故が発生しました。事故直後、双方の隊員にケガもなく、又車両に大きな損傷がないことを確認し、直ちに火災現場に急行し消火活動にあたりました。なお、現場活動には全く支障なく行動したところであります。

事故後、当組合自動車運転事故職員の懲戒に関する基準に照らし、2月1日付けで追突した消防ポンプ車を運転していた消防士と同乗していた消防士のほか、管理監督責任を問い、南分署長の合わせて3人を嚴重注意処分としたところであります。

今後、この様な事故が発生しないよう再発防止に万全をきたす所存であります。議員の皆様には、深くお詫びし、ご報告申し上げます。

次に、平成18年度予算並びに関連事業の主なるものについてご説明申し上げます。

当広域の18年度当初予算については、国の補助金の廃止、国庫補助率のカット等により、各市町村の厳しい財政状況を勘案しながら、極力経費の節減・節約に努め、予算編成したものであります。

まず、予算全般につきましては、一般会計・特別会計を合わせた予算の総額は、139億9,886万9千円であります。前年度と比較して、7.94パーセントの、10億2,948万4千円の増額となっております。

増額となった要因は、予算総額の約80パーセントを占めている介護保険特別会計において、制度改正に伴う新規事業等の開始並びに保険給付費の大幅な伸びであります。また、病院群輪番制事業の国庫補助金の廃止などが増額となった主な要因であります。

18年度の主な新規事業であります。消防関係については、大曲消防署配備のはしご車のオーバーホール、田沢湖分署に配備する救急自動車の購入であります。

両更生園については、入所利用者作業収入事業を公費に組み入れたことと、後三年更生園新築事業に伴う用地測量であります。

介護保険関係については、制度改正に伴い地域支援事業の開始、システムの改修委託などが、主な新規事業であります。

次に市町村負担金につきましては、39億2,215万2千円となっております。前年度比較で5.03パーセント増の、1億8,773万2千円の増額であります。なお、財政調整基金から7,300万円を18年度の財源充等分としてそれぞれの各会計に充当しております。

次に、介護保険事業に係る保険料条例等についてであります。国の政令改正に伴う

公布が遅れており、今次定例会に議案上程が無理な状況でありますので、3月中旬に臨時議会を招集し、介護保険特別会計補正予算も併せてご審議を賜りたいと存じます。

次に、当広域議会の定例会の開催時期であります。従来第2回定例会を12月に開催し、決算審査をお願いしておりましたが、各市町村においては9月定例会で決算審査を行っておりますので、当広域議会もその時期に合わせ、18年より第2回定例会を10月に開会したいので、よろしくご理解の程お願い申し上げます。

この後事務局より各案件について説明させますが、今次定例会でご審議をお願いいたします案件は、条例案5件、17年度補正予算4件、18年度予算5件、18年度組合経費負担金1件、合計15件であります。各案件につきましては、よろしくご審議賜りますよう申し上げまして招集のあいさつとさせていただきます。

議長 (橋本五郎君)

これより本日の会議を開きます。欠席の届出は、3番佐藤峯夫君、7番藤原万正君であります。出席議員は定足数に達しております。

本日の議事は日程第1号をもって進めます。

それでは日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第67条の規定により議長において、8番泉繁夫君、9番石塚柏君、10番本間輝男君を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は本日1日といたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

それでは日程第3「議案第1号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。事務局長。

事務局長 (小松啓祐君)

「議案第1号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

改正の理由であります。人事院勧告による一般職の職員の給料の引き下げに伴い、常勤の特別職、専任の副管理者ですが、この給料を引き下げるものであります。

改正内容は、同条例第3条第1項中、給料月額を「635,000円」から「604,000円」に改め、同条例第4条中、12月期末手当の支給率を「100分の170」から「100分の175」に改めるもので、平成18年4月1日から施行するものであります。

以上、議案第1号についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長 (橋本五郎君)

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第1号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

事務局長 日程第4「議案第2号 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。事務局長。  
(小松啓祐君)

「議案第2号 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について」ご説明申し上げます。

改正の理由であります。先の秋田県人事委員会の特殊勤務手当見直しの通知を受け、知的障害者更生施設に勤務する職員の特殊勤務手当を見直すものであります。県内他の公立更生施設の状況等も踏まえまして改正したものであります。

改正内容であります。同条例第5条第2項中、手当の月額を「10,000円」から「5,000円」に改めるものであります。平成18年4月1日から施行するものであります。

以上、議案第2号についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長 (橋本五郎君)

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第2号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

事務局長 日程第5「議案第3号 大曲仙北広域市町村圏組合情報公開条例の制定について」  
日程第6「議案第4号 大曲仙北広域市町村圏組合個人情報保護条例の制定について」  
日程第7「議案第5号 大曲仙北広域市町村圏組合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について」の3件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。  
事務局長。

事務局長 (小松啓祐君)

議案第3号から議案第5号まで、3件を一括しご説明申し上げます。

条例の制定理由であります。平成13年には情報公開に関する法律が、又、平成15年には個人情報保護に関する法律が施行されております。当広域を構成する2市1町や近隣の一部事務組合でも、すでに条例が制定されておる状況でございます。当組合といたしましても、早急に情報公開条例、個人情報保護条例、審査会条例の整備、公布の必要があるため制定するものであります。各条例の内容につきましては「情報公開条例」につきましては、法令や条例の規定により開示できない情報や個人に関する情報等の特別な場合を除き原則公開とするものとし、組合行政への住民参加と開かれた行政運営に寄与するものであります。

次に「個人情報保護条例」の内容であります。個人情報の取扱いについて、収集の方法やその利用及び提供の制限を定め、個人情報の適正な管理に努め、本人に対して自己情報の開示等を行うこととし、個人の権利及び利益を保護するものであります。

次に「審査会条例」の内容であります。情報公開及び個人情報保護について、不服申立等がある場合の調査審査機関として設置するものであります。必要があると認めるときは、実施機関に対し意見を述べるができるものであります。

以上、それぞれ3件については、当組合を構成する2市1町や近隣の一部事務組合

の条例を参考に原案作成したものであります。平成18年4月1日から施行するものであります。

条例の制定について、議案第3号から第5号まで3件を一括しご説明いたしました  
が、それぞれの条例の条文については省略させて頂きたいと存じます。よろしくご審  
議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長 (橋本五郎君)

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第3号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

これより「議案第4号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

これより「議案第5号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第8「議案第6号 平成17年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計補正予算  
(第3号)」、日程第9「議案第7号 平成17年度大曲仙北広域後三年更生園特別会  
計補正予算(第2号)」、日程第10「議案第8号 平成17年度大曲仙北広域角間川  
更生園特別会計補正予算(第1号)」、日程第11「議案第9号 平成17年度大曲仙  
北広域休祭日救急医療センター特別会計補正予算(第1号)」の4件を一括議題とい  
たします。

提案理由の説明を求めます。事務局長。

事務局長 (小松啓祐君)

平成17年度補正予算、議案第6号から議案第9号まで4件を一括してご説明申し  
上げます。

初めに「議案第6号 一般会計補正予算(第3号)」についてご説明いたします。

補正予算書の1ページからご覧願います。

今回の補正は、高機能消防指令端末装置を大仙市役所に特別負担金にて設置したも  
のであります。その契約差額分の返還と、財政調整基金利子及び各会計繰越金を財政  
調整基金へ積み立てするものと、燃料単価の高騰に伴う斎場及び消防燃料費の追加補  
正であります。

歳入歳出の予算総額に、歳入歳出それぞれ4,263万7千円を追加し、補正後の  
歳入歳出予算の総額を、それぞれ24億7,519万4千円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書により歳入から款ごとご説明いたします。

6ページからご覧願います。

歳入1款「分担金及び負担金」は18万4千円の減額です。これは大仙市から特別  
負担金の契約差額分の返還であります。次に5款「財産収入」は1万2千円の追加で、  
財政調整基金利子であります。6款「繰入金」は3,394万1千円の追加でありま  
す。内訳は2項1目後三年更生園特別会計が842万3千円、2項2目角間川更生園

特別会計が2, 141万6千円、2項3目救急医療センター特別会計が410万2千円を、それぞれの繰越金の繰入であります。

次のページ、7款「繰越金」は886万8千円の追加であります。内訳は斎場燃料費分として179万7千円、消防燃料費分として199万9千円、基金積立金分として507万2千円であります。

次に歳出についてご説明いたします。8ページをご覧ください。

3款「衛生費」は179万7千円の追加で、需用費の燃料費であります。5款「消防費」は181万5千円の追加で、需用費の燃料費は199万9千円の追加、備品購入費は大仙市の端末装置の契約差額分18万4千円の減額であります。8款「諸支出金」は3,902万5千円で、内訳は基金利子と各会計毎の繰越金を財政調整基金に積み立て分であります。内訳は基金利子分が1万2千円、一般会計分が507万2千円、後三年特別会計分が842万3千円、角間川特別会計分が2,141万6千円、救急医療特別会計分が410万2千円であります。

以上が、一般会計補正予算であります。

次に、議案第7号「後三年更生園特別会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

9ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ842万3千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を、それぞれ2億4,855万8千円とするものであります。

14ページをご覧ください。

歳入4款「繰越金」、842万3千円の追加であります。前年度繰越金であります。次のページを、歳出4款「諸支出金」、842万3千円の追加であります。繰越金を財政調整基金への積立であります。

以上が、後三年更生園特別会計補正予算であります。

次に、議案第8号「角間川更生園特別会計補正予算（第1号）」についてご説明いたします。

16ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,141万6千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を、それぞれ2億6,301万9千円とするものであります。

21ページをご覧ください。

歳入3款「県支出金」、154万5千円の追加で、内訳は地域療育等支援事業委託金の契約差額77万1千円、放課後生活支援事業委託金の契約差額77万4千円あります。5款「繰越金」、1,987万1千円の追加で、前年度繰越金であります。

次のページを、歳出7款「諸支出金」、2,141万6千円の追加で、財政調整基金への積立であります。

以上が、角間川更生園特別会計補正予算であります。

次に、議案第9号「休祭日救急医療センター特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

23ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ410万2千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を、それぞれ1,995万7千円とするものであります。

28ページをご覧ください。

歳入4款「繰越金」、410万2千円の追加で、前年度繰越金であります。

次のページを、歳出3款「諸支出金」、410万2千円の追加で、財政調整基金への積立であります。

以上が、休祭日救急医療センター特別会計補正予算であります。

以上、議案第6号から第9号まで、平成17年度各会計補正予算についてご説明いたしました。よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（橋本五郎君）

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

議員（田口喜義君）

議 長 15番。  
(橋本五郎君)

議 員 はい、15番。  
(田口喜義君)  
先程、鶴の湯温泉で雪崩が発生したとのことでありまして、そっちに行こうか、こ  
っちに来ようかと考えました。結局こっちに来ましたけれども。来る途中にも工作車  
ですか、消防の車と何台もすれ違いました。大変な災害になっておるようです。この  
様なときに、消防としては雪崩に対しての対策というものはどの様になっているのか  
をお聞きしたいと思います。

議 長 (橋本五郎君)  
答弁をお願いします。消防長。

消 防 長 (里見喜代治君)  
はい。ただ今の件についてですが、まず今回の鶴の湯温泉の雪崩の件についてご説  
明いたします。  
午前中に、鶴の湯温泉で雪崩が発生したとの連絡を受けまして、田沢湖分署並びに  
角館消防署から救助工作車、救急車両が現場にむかっております。連絡では10名前  
後のけが人と3名が行方不明とのことでありました。  
雪崩の対策につきましては、県や国土交通省と連絡を取り合いまして、危険個所の  
見回りなどを行っております。

議 員 (田口喜義君)  
はい。対応ではなくて、対策としてどの様なことをやっているかということですか。  
例えば救助のための車両が不足しているとか、その辺の対策は何かないですか。

消 防 長 (里見喜代治君)  
雪崩の場合は、救助するにはやはり人海戦術が一番ということであります。当消防  
本部は緊急援助隊が組織されておりますので、県などとも連絡体制を良くとりまして、  
緊急の事態に対処している次第であります。

議 長 (橋本五郎君)  
他に質疑はありませんか。

議 員 (金谷道男君)  
はい、6番。

議 長 (橋本五郎君)  
はい、6番。どうぞ。

議 員 (金谷道男君)  
ただ今の補正予算に関連してですけれども、内容を見ますと、各特別会計の繰越金  
を一般会計に繰り出しして、それを一般会計で受け入れて、さらに財政調整基金に積  
み立てるといふ、2重3重の事務処理をしているように思えます。各特別会計の繰越  
金は特別会計毎の基金に積み立てるか、あるいはそのまま繰越金に計上するとかすれ  
ば、そのような2重3重の手間をかけずに済むのではないかと思うのですが、いかが  
でしょうか。

議 長 (橋本五郎君)  
答弁をお願いします。はい、副管理者。

副管理者 (佐々木康雄君)  
はい。ただ今のご質問にお答えします。当局といたしましては財政の安定化並びに  
繰越金の明確化のために、この様なやり方をしている訳でございます。確かにご指摘  
のとおり、事務処理につきましてはやや煩雑に思われますが、今申しましたような理  
由により適宜処理している次第であります。

議 長 (橋本五郎君)  
よろしいですか。他に質疑ありませんか。  
(質疑なしの声)  
質疑なしと認めます。  
これより討論に入ります。討論ありませんか。  
(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第6号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

これより「議案第7号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

これより「議案第8号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

これより「議案第9号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第12「議案第10号 平成18年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計予算」

日程第13「議案第11号 平成18年度大曲仙北広域後三年更生園特別会計予算」

日程第14「議案第12号 平成18年度大曲仙北広域角間川更生園特別会計予算」

日程第15「議案第13号 平成18年度大曲仙北広域休祭日救急医療センター特別

会計予算」 日程第16「議案第14号 平成18年度大曲仙北広域介護保険特別会

計予算」の5件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。事務局長。

事務局長 (小松啓祐君)

はい。議案第10号から第14号まで、各会計予算について5件を一括しご説明申し上げます。

初めに「議案第10号 平成18年度一般会計予算」についてご説明いたします。

お手元の予算及び予算に関する説明書の1ページからご覧いただきます。

18年度の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ24億5,421万8千円です。前年度比較で1,870万5千円の増額となっております。

歳入より、各款毎に順次説明いたします。事項別明細書の7ページからご覧いただきます。

1款「分担金及び負担金」は、22億8,765万5千円を計上しております。前年度より5,661万8千円の増額であります。増額となった主なものは、3目「病院群輪番制事業費」の国の補助金の廃止によるものと、5目「消防費」のはしご車のオーバーホールと田沢湖分署に配備する救急自動車1台の購入などが主な増額となっております。

次に2款1項「使用料」は2,700万2千円。次のページ、2項「手数料」は227万6千円を計上しております。前年度より増額となっておりますが、実績を踏まえて計上しております。次に3款「財産収入」1千円は預金利子です。4款1項「基金繰入金」は7,300万円を計上しております。繰越金を財政調整基金に繰り入れる財源充等分の繰入であります。4款2項「特別会計繰入金」は存置にて計上しております。5款「繰越金」は存置にて計上しております。6款1項「組合預金利子」は存置にて計上しております。

次のページ、6款2項「雑入」は2,297万6千円を計上しております。主なものは、秋田自動車道支弁金と消防派遣職員負担金です。7款「組合債」は4,130万円を計上しております。救急自動車1台購入費分とはしご車オーバーホール分に係わる起債であります。



次に歳出についてご説明いたします。12ページからご覧願います。

1款「議会費」は39万円を計上しております。減となったのは、食糧費をカットしたためであります。2款1項「総務管理費」は8,438万4千円を計上しております。前年度より減となったのは、職員1名の減によるものです。2項「監査委員費」は9万2千円を計上しております。減となったのは、食糧費の減であります。次の14ページをご覧願います。3款「衛生費」は8,435万5千円を計上しております。前年度より300万6千円程減となったのは、病院群輪番制病院事業に対する国の補助金の廃止に伴い基準単価を引き下げたものです。4款「農林水産業費」は532万5千円を計上しております。5款「消防費」は、1項1目「常備消防費」、1項2目「施設整備費」合わせて21億2,011万円を計上しております。「施設整備費」は減となっておりますが、職員人件費の自然増により増額となっております。6款「教育費」は、大曲、角館両交流センター費で、1目、2目合わせて3,938万6千円を計上しております。前年度より増額となっておりますが、大曲、角館とも除雪機の購入と、玄関アプローチタイルの修繕工事などが増額となったものであります。7款「公債費」は6,016万8千円を計上しております。前年度より1,037万2千円ほど減となっておりますが、5年度事業の中仙・田沢湖両分署庁舎建設及び車両2台の購入、又、10年度事業の西仙北分署庁舎建設及び車両2台購入分の償還が終了することによるものであります。8款「諸支出金」は、1項、2項合わせて5,800万円を計上しております。各会計に財政調整基金より財源充当のため繰り出しするものであります。9款「予備費」は、前年度と同額の200万円を計上してあります。

以上が、一般会計の歳入歳出予算の概要であります。

次に「議案第11号 後三年更生園特別会計」について、ご説明いたします。

28ページからご覧願います。

18年度の歳入歳出予算の総額は、前年度より3.39パーセント減の2億2,804万3千円を計上しております。

歳入から順次ご説明いたします。事項別明細書の33ページからご覧願います。

1款「支援費」は、前年度より2,098万2千円減の1億5,681万8千円を計上しております。減額となったのは、障害者自立支援等、制度改正によるものであります。2款「分担金及び負担金」は6,487万3千円を計上しております。制度改正により利用者の負担増に伴い、市町村負担金も増額となったものであります。

3款「寄附金」は存置にて計上しております。4款「繰入金」は100万円を計上しております。財政調整基金よりの繰入であります。5款「繰越金」は存置にて計上しております。6款「諸収入」は、1項「受託金」、2項「作業収入」、3項「雑入」を合わせて535万円を計上しております。増額となったのは、従来入所利用者の作業収入は園で別会計で処理しておりましたが、県の指導もあって、18年度から公費に組み入れたことによる増額であります。

次に歳出についてご説明いたします。35ページからご覧願います。

1款「事務費」は前年度より357万3千円減の1億7,260万1千円を計上しております。職員の特殊勤務手当の引き下げや臨時職員の減により減額となっております。2款「事業費」は、1項1目「事業費」、1項2目「作業収入事業費」合わせて5,448万7千円を計上しております。前年度より減となっております。「作業収入事業費」は増額となっておりますが、新築を控え工事請負費や修繕費を極力抑えたことにより、前年度より減となったものです。3款「公債費」は45万3千円を計上しております。大規模修繕事業償還金であります。4款「諸支出金」は存置にて計上しております。5款「予備費」は前年度同額の50万円を計上してあります。

以上が、後三年更生園特別会計歳入歳出予算の概要です。

次に「議案第12号 角間川更生園特別会計」についてご説明いたします。

45ページからご覧願います。

18年度の歳入歳出予算の総額は、前年度より3.22パーセント増の2億4,939万8千円を計上しております。

歳入から順次ご説明いたします。事項別明細書の50ページからご覧願います。

1 款「支援費」は、前年度より 2, 470 万 9 千円減の 1 億 5, 973 万 6 千円を計上しております。減額となったのは、障害者自立支援等、制度改正によるものであります。2 款「分担金及び負担金」は 6, 491 万 6 千円を計上しております。制度改正により利用者の負担増に伴い、市町村負担金も増額となったものであります。3 款「県支出金」は県の委託事業で、1 目「地域療育等支援事業」、2 目「放課後生活支援事業」合わせて前年度より 9. 42 パーセント減の 859 万 2 千円を計上しております。次のページ、4 款「寄附金」は存置にて計上しております。5 款「繰入金」は 500 万円を計上しております。財政調整基金基金積立金より繰入です。6 款「繰越金」は存置にて計上しております。7 款 1 項「受託金」、2 項「作業収入」、3 項「雑入」それぞれを合計して 1, 115 万 2 千円を計上しております。増額となったのは、後三年更生園同様、入所利用者の作業収入を公費に組み入れたことによるものです。

次に歳出についてご説明いたします。53 ページからご覧願います。

1 款「事務費」は、特殊勤務手当を 50 パーセント減額しておりますが、職員 1 名の増員により、前年度より 25 万 7 千円増額の 1 億 7, 496 万 7 千円を計上しております。2 款「事業費」は、1 目の「事業費」は前年度より減額となっておりますが、2 目「作業収入事業費」については、新規事業で公費に組み合わせたことにより 6, 029 万円を計上しております。3 款「グループホーム事業費」は 346 万 5 千円を計上しております。4 款「地域療育等支援事業費」は県の委託事業で、668 万 4 千円を計上しております。5 款「放課後生活支援事業」は県の委託事業で、304 万 6 千円を計上してあります。6 款「公債費」は 44 万 4 千円を計上しております。大規模修繕事業債償還金であります。7 款「諸支出金」は存置にて計上しております。8 款「予備費」は、前年同様 50 万円を計上してございます。

以上が、角間川更生園特別会計歳入歳出予算の概要です。

次に「議案第 13 号 休祭日救急医療センター特別会計」についてご説明いたします。65 ページからご覧願います。

歳入歳出予算の総額は、前年度より 11 万 8 千円増の 1, 597 万 3 千円を計上しております。

歳入からご説明いたします。70 ページからご覧願います。

1 款「分担金及び負担金」は運営費・償還費負担金で、前年度より 47 万 4 千円増の 1, 014 万 9 千円を計上しております。2 款「診療収入」は 380 万 7 千円を計上しております。3 款「繰入金」は、財政調整基金積立金より前年同額の 200 万円を計上しております。4 款「繰越金」は存置にて計上しております。5 款「諸収入」は 1 万 6 千円です。

次に歳出についてご説明いたします。

1 款「衛生費」は 1, 283 万 3 千円を計上しております。2 款「公債費」は 283 万 9 千円を計上しております。3 款「諸支出金」は存置にて計上しております。4 款「予備費」は、前年度同額の 30 万円を計上してあります。

以上が、休祭日救急医療センター特別会計歳入歳出予算の概要です。

次に「議案第 14 号 介護保険特別会計」についてご説明いたします。75 ページからご覧願います。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 110 億 5, 123 万 7 千円を計上しております。前年度より 10 億 1, 086 万 8 千円の増額であります。保険給付費の大幅な伸びと新規事業等の開始によるものであります。

歳入からご説明いたします。事項別明細書の 80 ページからご覧願います。

1 款「介護保険料」は現年度分、滞納繰越分合わせて、前年度より 5 億 1, 042 万 1 千円増額の 19 億 5, 546 万 8 千円を計上しております。2 款「分担金及び負担金」は市町村負担金で、前年度より 1 億 1, 189 万 8 千円の増額で、15 億 7, 299 万 1 千円を計上しております。3 款「使用料及び手数料」は督促手数料で、30 万 1 千円の計上であります。4 款 1 項「国庫負担金」は介護給付費負担金で、前年度より 1 億 4, 717 万 8 千円増額の 20 億 8, 938 万 1 千円を計上しております。4 款 2 項「国庫補助金」は調整交付金、地域支援事業交付金で、前年度より 2 億 499 万 8 千円増額の 7 億 8, 460 万 6 千円を計上しております。5 款 1 項「県負担金」

は、前年度より9,198万6千円増額の13億586万3千円を計上しております。5款2項「県補助金」は3,765万2千円を計上しております。新たな新規事業等の実施により、前年度より3,368万7千円程増額となっております。6款「支払基金交付金」は、前年度より1億4,634万円増額の32億5,386万4千円を計上しております。7款「財産収入」は存置にて計上しております。8款「繰入金」は、財政調整基金から5,000万円を計上しております。次のページ、9款「繰越金」は、過年度保険料未還付分として100万円を計上しております。10款1項「延滞金及び過料」は存置にて計上しております。10款2項「雑入」は10万8千円の計上です。

以上が歳入でございます。

次に歳出をご説明いたします。

1款1項「総務管理費」は、前年度より3,312万6千円減の1億4,967万円を計上しております。減となったのは、職員1名の減とシステム委託料の減であります。1款2項「徴収費」は、徴収員1名増員の596万7千円を計上しております。1款3項「介護認定審査会費」は、前年度より2,200万1千円増の1億527万1千円を計上しております。増額となったのは、16年度の認定制度の変更が2年後の18年度に影響してくる年度であり、更新認定者の増が見込まれることによるものであります。

2款1項「介護サービス等諸費」は、前年度より1億4,029万5千円増額の97億6,129万2千円を計上しております。増額となったのは、17年10月の法改正に伴い、地域密着型介護サービス給付費や低所得者への補足給付分、特定入所者介護サービス費の増によるものであります。2款2項「その他諸費」は1,511万7千円を計上してございます。審査支払手数料であります。2款3項「高額介護サービス等費」は、制度改正に伴い、前年度の倍近い1億5,560万2千円を計上してございます。2款4項「特定入所者介護サービス等費」は、18年度からの新規事業で、5億1,489万2千円を計上してございます。

3款「地域支援事業費」は制度改正による新規事業で、市及び町に各事業を委託する介護予防事業、地域包括支援センターの運営のための委託金が主なもので、1億8,927万1千円を計上してございます。4款「民生費」は、低所得者対策事業費として420万9千円を計上してございます。5款「財政安定化基金拠出金」は、県基金への拠出分として1,127万6千円を計上してございます。6款「基金積立金」は、第3期計画初年度として、5,658万9千円を計上してございます。7款1項「公債費」は、前年同額の107万9千円を計上してございます。一時借入金利子であります。7款2項「財政安定化基金償還金」は17年度借入予定分償還金で、6,000万円を計上してございます。8款1項「償還金及び還付加算金」並びに2項「繰出金」については前年同額であります。9款「予備費」については、前年度と同額の2,000万円を計上してございます。

以上が、介護保険特別会計歳入歳出予算の概要であります。

以上、議案第10号から議案第14号まで、18年度一般会計並びに各特別会計予算についてご説明いたしました。よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長 (橋本五郎君)

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許します。14番、佐藤文子君。

議員 (佐藤文子君)

はい。議案第14号の介護保険特別会計の予算に関連して、2つほど質問をさせていただきます。

まず1つ目は平成18年度からの介護保険料についてでありますけれども、18年度の予算総額の内、介護保険料の収入は前年度より5億1,042万1千円の増額となっております。歳入全体に占める割合は、前年、平成17年度が14.4パーセントであるのに対して、18年度は17.7パーセントと大幅な伸びを示しております。昨年10月から実施されております居住費、食費の全額自己負担化に伴う、低所

得者対策としての特定入所者介護サービスや地域支援事業が新設されたことによります歳出の増分、約7億円の増額分が背景にあると思われませんが、これらも介護保険事業として、保険料の増額にかぶさっているのは明らかだと私は思うわけであります。この大幅増で計上した保険料収入は、明らかに被保険者1人あたりの増額分を見込んだものと考えられます。そうしたときに、どの様な根拠でこの保険料の額を積算したのか、まずその積算根拠をお聞きしたいと思えます。

議 長 (橋本五郎君)

14番、佐藤文子君の質疑に対する答弁を求めます。副管理者。

副管理者 (佐々木康雄君)

はい。ただ今のご質問に対しましてお答えいたします。

増額となる根拠として、1つ目は介護保険施設や介護サービス基盤整備による利用者の増加によるものとして、およそ706円。2つ目に給付費に占める1号保険料の負担割合が18パーセントから19パーセントへと1パーセント増加することによるものとして、およそ219円。3つ目が18年度からの地域支援事業の新設によるものとして、およそ94円。4つ目が第2期計画期間で生じた保険料不足の返却分として、およそ119円であります。

議 長 (橋本五郎君)

はい、14番。

議 員 (佐藤文子君)

はい、わかりました。それではもう1つ質問をさせていただきます。12月の議会の際にもお聞きしましたがけれども、地域支援事業の事業内容について、今一度お聞きしたいと思えます。また、それに伴う利用者負担についてはどの様にお考えなのかをお聞きしたいと思えます。

議 長 (橋本五郎君)

副管理者。

副管理者 (佐々木康雄君)

はい。地域支援事業の内容につきましては、1つ目は介護予防事業であります。この内容は、運動機能の向上や栄養改善、口腔機能の向上、さらに閉じこもり予防や認知症予防などを目的とし、要支援・要介護になる恐れの高い方を対象として行う事業と、介護予防普及啓発や地域活動支援を目的とし、全高齢者を対象として行う事業などです。2つ目の包括的支援事業は、介護予防ケアマネジメント、介護以外の生活支援の調整等を行う総合相談支援、虐待の防止など高齢者の権利擁護に関する事業、地域のケアマネージャーのネットワーク作りなど、包括的・継続的マネジメントなどを行うもので、地域包括支援センターが実施することになっております。3つ目の任意事業は、介護給付適正化事業や家族支援事業などです。以上が地域支援事業の内容でございます。

次に、この地域支援事業は市及び町に委託して実施することとしておりますが、事業に参加する場合の利用者負担は、これまで市や町で実施してきました介護予防、地域支え合い事業との関係もございしますので、利用者が参加しやすい適正な額となるよう、それぞれの市や町で検討していただいております。

議 長 (橋本五郎君)

14番、よろしいですか。

議 員 (佐藤文子君)

最後にもう一つだけ。ただ今、地域支援事業の利用者負担についてはそれぞれの市や町で検討していただいているとのことでしたが、やはり私としては利用者にあまり負担にならないような額で、是非ともご検討いただきたいものだと思うわけでありませう。

最後に、管理者としてはこのことについてはどの様にお考えなのか、見解をお聞きしたいと思えます。

議 長 (橋本五郎君)

管理者。

管 理 者 (栗林次美君)

大変難しい質問ですが。管理者の立場とすれば、利用する方にはできるだけ低料金で利用しやすいことが一番だと思います。また市長の立場からすれば、制度がそうになっている以上、利用する方にはそれなりのご負担をしていただかなければならないことと理解をしております。市としても厳しい財政事情でありますので、いろんな事業をやりたくても財源がなければできないということでもありますので、その辺の板挟みになって苦しいところではありますが、今後各市町とも検討を重ねながらその辺は詰めて参りたいと考えております。

議 長

(橋本五郎君)

14番、よろしいですか。

議 員

(佐藤文子君)

はい。

議 長

(橋本五郎君)

以上で通告による質議を終わります。他に質疑はありませんか。

議 員

(渡邊秀俊君)

はい、13番。

議 長

(橋本五郎君)

はい、13番。

議 員

(渡邊秀俊君)

通告をしておりますませんでしたけれども、関連して質問をさせていただきます。

広域消防の再編計画に基づいて分署の統合を進めているところですが、まだ実施されていないところについての今後の予定をお聞かせ願いたいと思います。

議 長

(橋本五郎君)

答弁を求めます。副管理者。

副管理者

(佐々木康雄君)

はい。東分署、南分署と再編計画に基づいて分署の統廃合をしてきておるところでございますが、今後仮称西分署として北出張所、花館にあります。それと神岡分署、南外分署の統合の計画がございます。更生園の改築等の大きな事業が終了した後の、遅くとも2～3年後には実施したいと考えております。

議 員

(渡邊秀俊君)

はい、わかりました。

議 長

(橋本五郎君)

他に質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

議 員

(佐藤文子君)

はい。

議 長

(橋本五郎君)

はい、14番。

議 員

(佐藤文子君)

はい。議案第14号の介護保険特別会計予算につきましては、先程の答弁にもありましたけれども、保険料の大幅な増額を前提とした予算であります。いくらももらっていない年金の中から、それだけの保険料を差し引かれるというのは、高齢者にとっては大変なことだろうと思ひまして、これについてはどうしても賛成しかねるということで反対討論をしました。

議 長

(橋本五郎君)

他に討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第10号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。  
よって本案は原案のとおり可決されました。  
これより「議案第11号」を採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。  
よって本案は原案のとおり可決されました。  
これより「議案第12号」を採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。  
よって本案は原案のとおり可決されました。  
これより「議案第13号」を採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。  
よって本案は原案のとおり可決されました。  
これより「議案第14号」を採決いたします。  
本案につきましては異議がございましたので、起立による採決をいたします。  
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
(起立10人・不起立2人)

起立多数であります。  
よって本案は原案のとおり可決されました。  
日程第17「議案第15号 平成18年度大曲仙北広域市町村圏組合経費の負担金  
について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。事務局長。

事務局長 (小松啓祐君)  
はい。議案第15号「平成18年度 組合経費の負担金について」ご説明申し上げます。お手元の参考資料として配付しました「市町村負担金一覧表」をご覧ください。

18年度負担金につきましては大幅な増額となっておりますが、その大きな要因は、介護保健事業の制度改正により介護予防事業、地域支援事業などの新規事業の開始並びに保険給付費の大幅な伸びや、また、病院群輪番制事業に係る国の補助金廃止などにより、前年度と比較して5.03パーセント増の1億8,773万2千円の増額で、負担金総額は39億2,215万2千円となっております。

一般会計、各特別会計の全会計の予算総額に占める市町村負担金の割合は28.08パーセントとなっております。

なお市町村合併に伴い、18年度からの負担金につきましては、各会計・各事業毎の負担割合を見直ししております。従来の平等割20パーセントを5パーセントに、人口割80パーセントを95パーセントに、また介護保険特別会計につきましては、従来の平等割15パーセント、人口割45パーセント、65歳以上人口割40パーセントのそれぞれの割合を、平等割5パーセント、人口割95パーセントに改めております。

各会計・事業毎の負担金内訳につきましては、議案綴りの最後のページ、1ページから3ページまで記載のとおりであります。それぞれの負担割合及び金額についての説明は省略させていただきたいと存じます。

以上、議案第15号「平成18年度 組合経費の負担金について」ご説明申し上げますが、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長 (橋本五郎君)

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。  
これより「議案第15号」を採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)  
ご異議なしと認めます。  
よって本案は原案のとおり可決されました。  
以上をもって、今期定例会の日程はすべて終了いたしました。  
これにて平成18年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を閉会いたします。大変長時間にわたり、ご苦勞さまでした。